

1 年 保 存

群 装 第 1 3 5 号

令 和 2 年 1 0 月 8 日

[務・会・地・交規]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察施設管理検討委員会等の設置について（通達）

このたび、効率的な警察業務運営に配慮した警察施設の維持管理・更新等を推進するため、下記のとおり、群馬県警察施設管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）等を設置することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

なお、群馬県警察施設管理検討委員会等の設置について（平成28年5月19日付け群会第215号通達）は、廃止する。

記

第1 検討委員会

1 設置

群馬県警察本部に検討委員会を置く。

2 任務

検討委員会は、次の事項に係る総合的かつ中・長期的な計画である群馬県警察施設管理計画（以下「施設管理計画」という。）の推進を任務とする。

- (1) 警察本部庁舎（分庁舎を含む。）の維持管理・更新等に関すること。
- (2) 警察署の再編整備及び庁舎の維持管理・更新等に関すること。
- (3) 交番及び駐在所の再編整備及び庁舎の維持管理・更新等に関すること。
- (4) 交通安全施設の維持管理・更新等に関すること。
- (5) その他警察施設の維持管理・更新等に関すること。

3 構成及び運営

- (1) 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は警察本部長（以下「本部長」という。）、副委員長は警務部長、委員は群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号。以下「処務訓令」という。）第42条に規定する部長会議の出席者（本部長及び警務部長を除く。）をもって充てる。
- (2) 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を検討委員会に出席さ

せることができる。

4 庶務

検討委員会の庶務は、警務部装備施設課（以下「装備施設課」という。）において行う。

第2 幹事会

1 設置

検討委員会の下部組織として、群馬県警察施設管理検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、検討委員会の事務について検討委員会を補佐することを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 幹事会は、幹事長、幹事をもって構成し、幹事長は警務部長、幹事は処務訓令第42条に規定する企画調整会議の出席者（警務部長を除く。）をもって充てる。
- (2) 幹事長は、必要があると認める場合は、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

4 庶務

幹事会の庶務は、装備施設課において行う。

第3 プロジェクトチーム等

1 プロジェクトチーム

(1) 設置

幹事会の下部組織として、群馬県警察施設管理検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(2) 任務

プロジェクトチームは、幹事会を補佐するとともに、施設管理計画に関する施策の企画、立案、総合調整、推進及び検証を行うことを任務とする。

(3) 構成及び運営

ア プロジェクトチームは、責任者、副責任者及び構成員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 責任者

警務部会計統括官

(イ) 副責任者

警務部警務統括官、警務部装備施設課長、地域部地域課長及び交通部交通規制課長

(ウ) 構成員

警務部警務課企画官、警務部会計課予算指導官、警務部装備施設課施設指導官、警務部情報管理課次席、生活安全部生活安全企画課次席、地域部地域課次席、刑事部刑事企画課次席、交通部交通企画課次席、交通部交通規制課交通安全施設整備指導官、警備部警備第一課次席及び群馬県情報通信部通信庶務課次席

イ 責任者は、必要があると認める場合は、構成員以外の者をプロジェクトチームに出席させることができる。

(4) 庶務

プロジェクトチームの庶務は、装備施設課において行う。

2 作業部会

(1) 設置

前記1のプロジェクトチームのほか、幹事会は、必要によりその下部組織として、作業部会を置くことができる。

(2) 任務

作業部会は、施設管理計画に関する個別施策の企画、立案、総合調整、推進及び検証を行うことを任務とする。

(3) 構成及び運営

作業部会の責任者は、幹事会の幹事長が指定する者とし、その他の構成員及び運営については、作業部会の責任者が定めるものとする。